

2013年2月1日

IFRS財団

会計基準アドバイザー・フォーラム：候補者募集

国際財務報告基準（IFRS）財団は、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）のメンバーにふさわしい候補者の推薦を募集している。各組織は、自薦することもできるし、別の適格性のある組織を推薦することもできる。

2012年11月に、IFRS財団は、各国会計基準設定主体及び会計基準設定に関与している地域団体に構成されるASAFの設置の提案に関するコメント募集を、一般のコメントを求めするために公表した。このような諮問団体の設置は、IFRS財団の評議会による2012年2月の報告書「戦略レビュー2011」の主要な提言の一つに従ったものである。この協議への回答で明らかになったのは、国際会計基準審議会（IASB）と国際的な会計基準設定コミュニティとの間の合理化された効果的な対話を確保する手段としてのASAFの設置への高水準の支持である。コメント募集に関するフィードバック・ステートメントは、IFRS財団のウェブサイトでアクセスできる。

ASAFに関する契約条項の案を付録Aに掲げており、ASAFの目的を、組織構成及び業務の仕組みとともに示している。

メンバーの候補者

ASAFは、IASBから議長を出し、その他に、下記の地域バランスによる12名のメンバーを置く。

- アフリカ — 1議席
- 米州 — 3議席
- アジア・オセアニア — 3議席
- 欧州（EU以外を含む） — 3議席
- 世界全体 — 2議席

ASAFのメンバー資格は、各国又は法域のすべての認知された会計基準設定主体に加えて、次の地域団体に開放されている。アジア・オセアニア基準設定主体グループ（AOSSG）、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、ラテンアメリカ基準設定主体グループ（GLASS）、全アフリカ会計士連盟（PAFA）である。

メンバーの候補者には、IFRS 財団との覚書 (MoU) に進んで署名すること (MoU の文案は付録 B に添付) 及び添付の MoU のセクション 2 に示している確約 (commitment) を提供することが求められる。

一方、IFRS 財団の側では、添付の MoU のセクション 3 に示している確約を正式に果たすことを確認する。

メンバーの資格要件

候補者は、MoU に示されている確約を支持するメンバーとしての資格要件 (特に、下記のもの) を、どのように満たしているか、又は満たす予定なのかを説明しなければならない。

- 専門的能力 — 技術的資源を有していること。これには、人的資本資源が含まれる。基準設定の専門知識、技術的経験及び財務報告上の論点についての実務的知識をもって、有意義な貢献をし、本質的な技術的議論に積極的に参加する人材である。
- 組織が ASAF の活動的メンバーとして参加することを可能にする資源の規模、程度及び専門知識。これには、代表者の旅費や宿泊費の支払能力や、ASAF 会議のための資料作成に必要な時間及び資源を割く能力と意思が含まれる。

その他の要素

候補者には、ASAF のメンバーとしての推薦の根拠とするのに適切と自らが考える追加の資料の提出も求められる。これには次のものが含まれる。

- IFRS 及びその適用についての当該組織の知識及び経験
- IFRS 財団の活動及び IASB の基準設定プロセスへの当該組織の貢献と、自らの法域・地域からの論点及び懸念事項についての知識 (実例とともに)
- 自らの国・法域・地域における資本市場の規模の詳細
- 当該組織が地域内の NSS からどのようにインプットを求め、他の NSS の視点を代表しようとしているのか (関連性がある場合)

推 薦

推薦及び応募は 2013 年 2 月 28 日まで電子メールで募集している (jjones@ifrs.org まで)。メンバー資格は組織の代表権に基づくものとなる。候補となる組織は、ASAF への代表者となる個人 1 名を選任することが求められる。当該個人は、付録 A の 2.2.3 項に示している要件を満たしていなければならない。

選考手続

候補者は、地域バランス、メンバー資格要件、及び上述の他の要素に基づいて選考される。IFRS 財団は、すべての候補者について、これらの論点を考慮に入れて選考を検討し、一定範囲の関連のある地域団体その他の団体と最終候補者の推薦を議論するよう提案する。これは、各地域の実情に応じた柔軟性のあるプロセスとなる。NSS の地域団体が存在するアジア・オセアニア及びラテンアメリカでは、IFRS 財団は AOSSG 及び GLASS と、地域代表の問題を含めて協議を行う。欧州連合では、IFRS 財団は欧州委員会と協調する。基準設定主体のグループではないが、PAFA とはアフリカの代表について協議する。地域グループが存在しない地域では、IFRS 財団は適切な基準設定主体及び団体と協議を行う。グループのメンバーの最終選考は、IFRS 財団の評議員会が、IASB の助言を受けて行う。

選考手続の進展を前提に、IASB は暫定的に、ASAF の第 1 回会議を 2013 年 4 月 8 日から 9 日に設定している。

付録 A

会計基準アドバイザー・フォーラム：契約条項案

会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）は、各国基準設定主体（NSS）及び会計基準設定に関与している地域団体（「地域団体」）の双方から推薦されたメンバーのグループである。ASAF のメンバーと IFRS 財団（「財団」）は、_____に覚書に署名した。この文書は、ASAF の契約条項を示している。

1. ASAF の目的

1.1 G20 は、高品質の国際的な会計基準の単一のセットに向けて作業することの重要性を一貫して強調し、会計基準設定主体がこの目標を達成するための取組みを継続するよう要望してきた。IFRS 財団（「財団」）は、自らの目的として次のような目標を設定している。公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットを開発すること、世界中での国際財務報告基準（IFRS）の採用を促進すること、及び世界中での IFRS の首尾一貫した適用を促進することである。これらの基準は、投資者及び他の市場参加者が資源配分その他の経済的意思決定を十分な情報に基づいて行うのに役立つものとなるべきである。国際会計基準審議会（IASB）は、財団の基準設定機関である。

1.2 ASAF の目的は、国際的に認められる高品質の会計基準の開発という IASB の目標の達成に向けてメンバーが建設的な貢献ができるアドバイザー・フォーラムを設けることである。より具体的には、ASAF は以下の目的のために設置される。

- 財団の目的を支援し、公益に資するよう、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットの開発に貢献して、投資者及び他の市場参加者が資源配分その他の経済的意思決定を十分な情報に基づいて行うのに役立つようにすること。
- 基準設定プロセスにおける NSS 及び地域団体の国際的コミュニティとの IASB の集合的な接触を正式にするとともに合理化して、IASB の基準設定に関する主要な技術的論点についての広範囲の各国及び各地域のインプットが議論され考慮されることを確保すること。
- 基準設定上の論点に関する効果的な専門的議論を促進すること。それは主として IASB の作業計画に関するものであるが、IASB の作業に重要な影響のある他の論点も含まれる可能性があり、十分な深さをもって、高水準の専門的能力と自国・自地域について十分な知識を有する代表者により行われる。

2. 組織構成及び業務の仕組み

2.1 議長職

- 2.1.1 IASB の議長又は副議長が、ASAF の議長を務めるものとする。
- 2.1.2 議長は、IASB 及び ASAF のメンバーとの協議を経て、ASAF の技術的アジェンダを作成し、ASAF の目的を達成するための、最適で建設的な深みのある技術的論議ができるような方法で会議を構成する裁量権を有するものとする。

2.2 メンバー資格

- 2.2.1 ASAF は、12 名の個人が代表となる、議決権のない 12 のメンバーと、議長とで構成するものとする。
- 2.2.2 12 名の個人は、世界中からの 12 の NSS 及び地域団体を代表するものとする。その任命は、個人の資格によるものではない。
- 2.2.3 ASAF メンバーの個人代表は、技術的な専門知識、経験、及び自らの法域・地域内からの会計上の論点についての実務上の知識を有しているべきである。技術的な議論に有意義な貢献をし、信頼性と目的適合性のある技術的助言を IASB に提供できるようにするためである。
- 2.2.4 すべての ASAF メンバーは、ASAF 及び IASB の目的を果たすために、必要な人員及び資源を配分し投入することができ、かつ、それを行う意思がなければならない。
- 2.2.5 広範な地域からの代表権と世界での主要な経済地域のバランスとを確保するため、12 名のメンバーは、以下の地域からの選出するものとする。
- アフリカから 1 名
 - 米州（北米及び南米）から 3 名
 - アジア／オセアニア地域から 3 名
 - 欧州（EU 以外を含む）から 3 名
 - 2 名は、全体的な地域バランスの維持を条件に、世界全体のどこからでも任命する。
- 2.2.6 効率性と連続性を確保するため、それぞれのメンバー組織について単一の指

定された代表者がいなければならない。その単一の指定代表者は、議長でも、当該組織からの他の上級メンバーでもよく、2.2.3 項の要求事項を満たした者とする。単一の指定代表者は、自らの組織内の専門知識のある別のメンバーに委任して、特定のアジェンダ項目に関する議論において当該組織を代表させることができる。

2.2.7 議長は、メンバー以外の NSS 又は地域団体の代表者を ASAF の会議に招いて参加させる裁量権を有するものとする。ただし、参加者が、上記の 2.2.3 項に従って ASAF に価値のある貢献をする技術的知識及び能力を有していることを条件とする。可能な場合、議長は会議の事前承認を得るよう努める。

2.2.8 IASB のメンバーは ASAF 会議に出席することができる。

2.2.9 ASAF のメンバー資格は、更新可能であり、2 年ごとに見直しの対象とする（このこと自体は ASAF の存続が前提となる）。上記の 2.5.5 項で言及した地域バランスの達成とともに、メンバー資格の見直しは、当初のメンバー構成と同様、次のような要因を考慮に入れる。技術的な専門性、当該法域の資本市場の規模、IASB の基準設定プロセスへの当該組織の貢献、当該組織が利用できる人的資本資源の規模と程度などである。

2.2.10 ASAF のメンバーは、候補者を募集した後に、IFRS 財団の評議員会が選考する。メンバーを選考する際に、IFRS 財団は、関連のある地域団体及び規制機関と協議を行う。

2.3 会 議

2.3.1 会議は、通常はロンドンで開催するものとし、財団の事務局及び資源（会議場所及び食事の提供を含む）を活用して会議を主催する。議長及び ASAF メンバーは、合意により他の場所で会議を開催することができる。

2.3.2 出席する ASAF メンバーの旅費及び宿泊費は、会議に参加したメンバーが負担するものとする。

2.3.3 財団スタッフは、ASAF メンバーと協議して、検討中の重要論点の要約を提供するために、各会議についてのアジェンダ案を作成しなければならない。各会議の最終アジェンダは、ASAF の議長の裁量とする。会議の裏付け資料は、財団スタッフ又は ASAF メンバーが作成する。アジェンダ及び裏付け資料は、事前に配布するものとする。ASAF メンバーが十分に準備をし、すべての ASAF の議論及び作業に積極的かつ建設的に参加できるようにするためである。

- 2.3.4 ASAF のメンバーは、すべての会議に直接出席することが推奨される。直接出席することが可能でない場合には、電話会議、TV 会議又は他の電子的手段を利用して出席することができる。

2.4 コミュニケーション

- 2.4.1 すべての ASAF 会議は、公開で開催し、世界中の利害関係者及び観察者の便益のためにウェブ放送する。アジェンダ・ペーパー及び会議の要約を財団のウェブサイトに掲載する。
- 2.4.2 財団は、ウェブサイトに ASAF についての独立のセクションを維持するものとする。すべての利害関係者に情報及び支援を提供する意図によるものである。

2.5 ASAF の見直し

- 2.5.1 ASAF 及びその運営のすべての側面について、当グループの設置（覚書の署名日から）の 2 年後に IFRS 財団が見直しを行うものとする。

付録 B

会計基準アドバイザー・フォーラム： 覚書の文案

この覚書は、____年 ____月 ____日に、下記の間で締結される。

IFRS 財団

と

各国基準設定主体及び各地域団体

1. 前 文

G20 は、高品質の国際的な会計基準の単一のセットに向けて作業することの重要性を一貫して強調し、会計基準設定主体がこの目標を達成するための取組みを継続するよう要望してきた¹。IFRS 財団（「財団」）は、自らの目的として次のような目標を設定している。公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットを開発すること、世界中での国際財務報告基準（IFRS）の採用を促進すること、及び世界中での IFRS の首尾一貫した適用を促進することである。これらの基準は、投資者及び他の市場参加者が資源配分その他の経済的意思決定を十分な情報に基づいて行うのに役立つものであるべきである。国際会計基準審議会（IASB）は、財団の基準設定機関である。

会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）は、財団の目的達成を支援するために設置される。

ASAF は、各国基準設定主体（NSS）及び会計基準設定に関与している地域団体（「地域団体」）の双方から推薦されたメンバーのグループである。

¹ **2008 (ワシントン)**: 主要な国際的な基準設定機関は、単一の高品質の国際的な基準の創出という目的に向けて集中的に作業すべきである。出典：

<http://www.g20.utoronto.ca/summits/2008washington.html> / Action Plan:

<http://www.g20ys.org/docs/Washington%20202.pdf>.

2009 (ピッツバーグ): 我々は、国際的な基準設定機関に、独立した基準設定プロセスの中で高品質の国際的な会計基準の単一セットを達成するという取組みを倍加し、2011年6月までにコンバージェンス・プロジェクトを完了するよう要望する。出典：<http://www.g20.org/images/stories/docs/eng/pittsburgh.pdf>.

2009 (ロンドン): 会計基準設定主体は、2009年末までに、高品質の国際的な会計基準の単一セットに向けて大きく前進するための行動を取るべきである。出典：<http://www.g20.utoronto.ca/2009/2009ifi.pdf>.

2010 (トロント): 我々は、高品質の改善された国際的な会計基準の単一セットの重要性を再度強調した。出典：<http://www.g20.utoronto.ca/2010/to-communicate.html>.

2011 (カンヌ): 我々は、高品質の国際的な会計基準の単一セットを達成するという目的を再確認する。出典：<http://www.g20.utoronto.ca/summits/2011cannes.html>.

2012 (ロスカボス): 我々は、高品質の会計基準の単一セットへのコンバージェンスを達成するための継続的な作業を支持する。出典：<http://www.g20.utoronto.ca/2012/2012-0619-loscabos.html>.

財団は、NSS 及び地域団体が基準設定における専門知識及び価値のある各法域での経験及び知識を有していることを認識している。これらは IASB が国際的な財務及び報告の基準を設定する際に考慮に入れるべきものである。ASAF は、より価値の高い論議の機会を提供し、既存の IASB のアウトリーチ活動を補完し、最終基準の品質を高める。

ASAF の目的は、国際的に認められる高品質の会計基準の開発という IASB の目標の達成に向けてメンバーが建設的な貢献ができるアドバイザリー・フォーラムを設けることである。より具体的には、ASAF は以下の目的のために設置される。

- 財団の目的を支援し、公益に資するよう、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットの開発に貢献して、投資者及び他の市場参加者が資源配分その他の経済的意思決定を十分な情報に基づいて行うのに役立つようにすること。
- 基準設定プロセスにおける NSS 及び地域団体の国際的コミュニティとの IASB の集合的な接触を正式にするとともに合理化して、IASB の基準設定に関する主要な技術的論点についての広範囲の各国及び各地域のインプットが議論され考慮されることを確保すること。
- 基準設定上の論点に関する効果的な専門的議論を促進すること。それは主として IASB の作業計画に関するものであるが、IASB の作業に重要な影響のある他の論点も含まれる可能性があり、十分な深さをもって、高水準の専門的能力と自国・自地域について十分な知識を有する代表者により行われる。

この覚書の当事者はそれぞれの役割を尊重し、ASAF の設立それ自体はそれぞれの正式の任務を損なうものではない。IFRS 財団は、NSS 及び地域団体が自らの国内及び地域内の背景において有している独立した役割を認識し、ASAF のメンバーは、IASB が財団の定款の枠組みの中で活動しており、その定款が IFRS の開発における IASB の独立性の原則を示していることを認識する。

この覚書の当事者は、他の利害関係者との開かれた関係を維持することができ、ASAF の設立は、IASB 又は ASAF のメンバーが利害関係者との関係を持つことを妨げるものではなく、各当事者が自らの関係を発展させ維持していく能力には何らの制限も課すべきではない。

2. ASAF メンバーの確約

ASAF メンバーは、公式に次のことを確約する。

2.1 IFRS 財団の使命を支援しそれに貢献すること。その使命とは、公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットを開発することである。

2.2 IASB の技術的な基準設定活動に関して、自らの法域・地域内での関係者からのインプットを促進すること。

2.3 技術的資源を提供すること。これには、基準設定の経験と専門知識を有する代表者を任命すること、技術的な資源を ASAF 会議への準備に配分すること、及び本質的な技術的議論に積極的に参加することが含まれる。

2.4 ASAF の活動的メンバーとして行動するために必要な資源を提供すること（時間及び旅費を含む）。

2.5 IASB の独立性を尊重すること。その手段として、ASAF の論議が IASB の独立性及び誠実性並びに IFRS の最終決定者となる任務を損なったり、それに異議を唱えたりしないことを確保する。

3. 財団の確約

財団は公式に次のことを確約する。

3.1 ASAF と積極的に接触し、ASAF の意見及びフィードバックが、利害関係者とのアウトリーチの本質的な一部として IASB に忠実に十分に伝えられることを確保すること。

3.2 ASAF の効果的な作業及び議論に貢献するために技術的資源を提供すること。これには、IASB の代表者（議長及び IASB メンバー）並びに技術的専門知識を有する熟練スタッフの参加が含まれる。

3.3 ASAF と IASB との間の必要な連絡、コミュニケーション及び支援を提供すること。

3.4 アジェンダを作成し、アジェンダ及び裏付け資料（IASB スタッフ及び ASAF メンバーが作成）の適時の配布を確保すること。ASAF メンバーが十分に準備をし、すべての ASAF の議論及び作業に積極的かつ建設的に参加できるようにするためである。

3.5 ASAF 会議を主催するために必要な資源及び事務局を提供すること。

3.6 ASAF の議論の十分な透明性を確保すること。これには、世界中の利害関係者及び観察者の便益のため、すべての会議アジェンダ、裏付け資料及び会議要約を公開ドメインで公開し、会議をウェブ放送し、ASAF 会議の後に適切なプレスリリース及びコミュニケーションを作成して公表することが含まれる。

3.7 ASAF メンバーの独立性を尊重し、ASAF のメンバーが各自の固有の国内での任務に基づいて運営されていることを認識し、ASAF メンバーの各自の法域内での既存の法的な権利及び義務を損なったり危うくしたりしないことを約束すること。